

2024 年（令和 6 年）12 月 1 日より 確定拠出年金の拠出可能枠が変わります

2021 年 9 月 1 日に公布された「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」にともない、**2024 年（令和 6 年）12 月 1 日**より、企業型確定拠出年金（以下：企業型 DC）において事業主が拠出（選択制企業型 DC 実施事業所は加入者が拠出）できる掛金の枠が改正されます。

企業型 DC



企業型 DC と DB を実施している事業主の「企業型 DC 加入者の拠出可能枠の変更」

DB 等の他制度^{*1}に加入している企業型 DC 加入者の拠出限度額は、実態（他制度掛金相当額）にあわせた拠出限度額に変更されます。

	現行	改正後（2024 年 12 月以降）
企業型 DC のみに加入している者	月額 55,000 円	月額 55,000 円から DB 等の他制度掛金相当額^{*2} を控除した額 (経過措置あり)
企業型 DC 及び DB 等の他制度 ^{*1} に加入している者	月額 27,500 円 (55,000 円から一律 27,500 円 を控除)	

*1 DB 等の他制度：確定給付企業年金（以下 DB）、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度、石炭鉱業年金基金

*2 DB 等の他制度掛金相当額：DB 等の他制度の給付水準を企業型 DC の事業主掛金に相当する額として算定したものの、複数の DB 等の他制度に加入している場合は合計額。

iDeCo

(iDeCo・・・個人型確定拠出年金の愛称)

企業型 DC と DB を実施している事業主の「企業型 DC 加入者の iDeCo での拠出可能枠の変更」

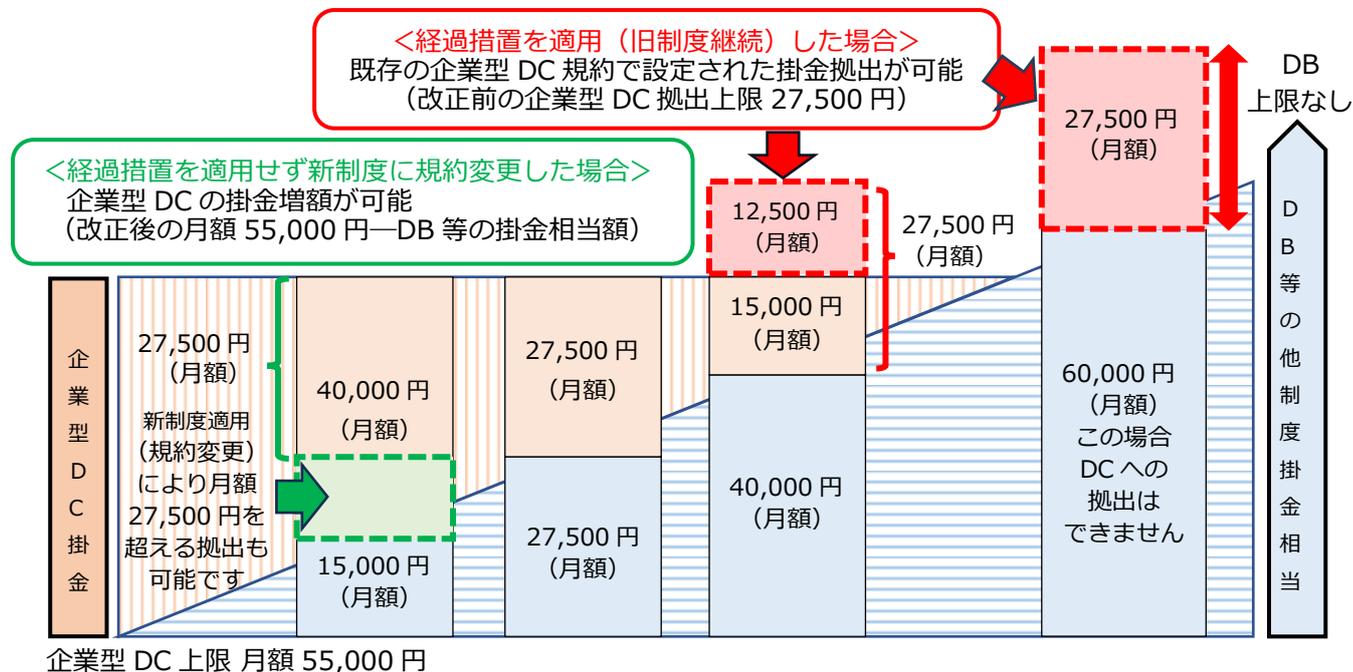
国民年金第 2 号被保険者の掛金額は「月額 55,000 円 - (企業型 DC 事業主掛金 + 他制度掛金相当額) の範囲」に変更されます（拠出限度額上限が月額 20,000 円に統一されます）。

被保険者区分	現行	改正後（2024 年 12 月以降）
第 2 号	①企業型 DC のみに加入する者 月額 55,000 円 - 各月の企業型 DC の事業主掛金 (ただし、月額 20,000 円を上限)	月額 55,000 円 - (各月の企業型 DC の事業主掛金 + DB 等の他制度掛金相当額) ただし、上限 20,000 円 (経過措置なし)
	②DB 等の他制度 ^{*1} に加入している者 月額 27,500 円 - 各月の企業型 DC の事業主掛金 (ただし、月額 12,000 円を上限)	
	③DB 等の他制度 ^{*1} 又は共済組合のみに加入する者 月額 12,000 円	
	④企業型 DC・DB 等の他制度 ^{*1} のいずれも未加入の者 月額 23,000 円	月額 23,000 円

■ 企業型 DC のみ実施している事業主は、裏面をご確認ください。

企業型 DC と DB を実施している事業主の「DC 拠出限度枠の経過措置」

- ◆2024 年 11 月までに企業型 DC と DB を実施している事業主は、「経過措置」として 2024 年 12 月以降も企業型 DC 拠出限度額を 27,500 円/月額とすることができます（経過措置の適用は任意）。
- ◆経過措置を適用せずに「新制度に規約変更」する場合は、現在の上限 27,500 円/月を超過する掛金を拠出することも可能となります。



全ての企業型 DC 実施事業主の「企業型 DC 規約の変更の取り扱い」

- ① 厚生労働省企業型 DC 規約の承認基準通知で、2024 年 12 月の確定拠出年金法改正施行時点において企業型 DC を実施している事業主は、経過措置の適用の有無（旧制度／新制度）を規約に明記するとされました。
ただし、DB 等の他制度を実施しない事業主については、規約への記載は任意となります。
- ② 2024 年 12 月時点で、従前の企業型 DC 規約に基づいた掛金拠出を維持する場合は、規約に「旧制度（企業型 DC 限度額 27,500 円）」と記載します。なお、規約への記載は任意で、変更にあたっての届出も、法令改正に伴う軽微な変更にあたるため不要です。
- ③ 法改正後の掛金を適用する場合は、規約に「新制度」と記載のうえ、規約変更が必要となります。規約変更は法令による承認事項に該当しますので規約承認申請が必要となります。

企業型 DC のみの事業所も含め、2024 年 12 月前の企業型 DC 規約は全て旧制度が適用されます

2024 年 12 月法改正への対応	規約変更手続き
経過措置適用せず新制度を採用	変更日の 2 カ月前までに管轄の地方厚生局へ規約承認申請
経過措置を適用する	2024 年 12 月以降に規約変更が生じた際に合わせて規約に反映

注) 2024 年 12 月以降、事業主掛金の変更等を実施した場合は、経過措置の適用が終了します。

【本件に関するお問い合わせ先】

114 サリュダイヤル
0120-114001

(ご利用時間)

平日 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)